一　(一)　保安林の所在場所　愛知県岡崎市雨山町字トドロキ三八の一（次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　水源の涵養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　保安林の所在場所　愛知県岡崎市雨山町字モミ沢三から一一まで、一三から一七まで、一九から二一まで、三三から三八まで、毛呂町字東田一九、一九の一、一九の二・二〇から二三まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字モミ沢四・七・九・三四・三五・三七・三八・字東田一九・一九の一・二三（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○農林水産省告示第千五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年十月六日
農林水産大臣　簗　和生
一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村坂宇場字横平七二の一六の一、七二の一六の二、七二の一七、七二の一七の一、七二の三七、七二の四二、七二の一〇八から七二の一一〇まで、七二の二一五、七二の二一八、三沢字平附九（次の図に示す部分に限る。）、一〇の一、一〇の二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字横平七二の四二・七二の一〇九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○農林水産省告示第千五百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年十月六日
農林水産大臣　簗　和生
一　保安林の所在場所　愛知県豊田市御蔵町寺ノ下七三、日面町ノタノ洞二一六の一、二一七の一、二一八、二一九、二二〇の一、三八〇から三八三まで、三八四の一、築平町入四六九・外目四七四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、小原町上平四四一の二、八五〇の一、八五〇の二、八五一の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○農林水産省告示第千五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年十月六日
農林水産大臣　簗　和生
一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市石原町字東横手二〇、一〇〇の三八、字西横手三九・四〇・四三・四四の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、四一の一、四一の二、四一の四から四一の七まで、四二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○農林水産省告示第千五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年十月六日
農林水産大臣　簗　和生
一　保安林の所在場所　福島県南会津郡下郷町字志源行三四三から三四五まで、三四六の一、三四七の一、三四八から三五〇まで、三五一の一、三五二の一、三五九、大字新開字森木沢甲三一四の一、甲三一九から甲三二四まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字志源行三四三から三四五まで、三四六の一、三四七の一、三四八、字森木沢甲三二〇、甲三二三
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○農林水産省告示第千五百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年十月六日
農林水産大臣　簗　和生
一　保安林の所在場所　秋田県仙北市角館町中菅沢八九の一六、八九の一九、八九の二〇
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）